

ビジネスd経費精算サービス利用規約 【現改比較表】 2024年8月22日現在

～2024年8月21日

2024年8月22日～

dX 経費精算サービス利用規約

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、この「dX 経費精算サービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「dX 経費精算サービス」を提供します。

第4条（用語の定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- 「本サービス」とは、「dX 経費精算サービス」のことを指し、Staple カード、又は契約者が利用するクレジットカード（デビットカードを含みます。以下同じ。）の利用情報を集約及び閲覧できる機能を意味します。
- 「契約者向けサイト」とは、当社が契約者に提供する経費精算手続きに必要な汎用的な機能（経費の申請、経費の承認、経費データの CSV 出力など）を具備したサイトを意味します。
- 「利用者 ID」とは、パスワードと組み合わせ、利用者とその他の者とを識別し、本サービスを利用するために契約者向けサイトにて用いられる符号を意味します。
- 「パスワード」とは、利用者 ID を組み合わせ、利用者とその他の者とを識別し、本サービスを利用するために契約者向けサイトにて用いられる符号を意味します。
- 「利用実績データ」とは、利用者が利用する Staple カード又はクレジットカードの利用情報に関するデータを意味します。
- 「コンテンツパートナー」とは、コンテンツサイト（本条7号に定めるものをいいます。）を運営する企業を意味します。
- 「コンテンツサイト」とは、Staple カードを提供するクラウドキャスト株式会社又はコンテンツパートナーが運営・管理する Staple カード又はクレジットカードの利用情報を提供するサイトのうち、当社が任意に指定するサイトを意味します。

第9条（利用料金）

- 月額 660 円（初月無料）で利用できます。なお、利用料金には、課税される消費税及び地方消費税相当額を含むものとします。

ビジネス d 経費精算サービス利用規約

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、この「ビジネス d 経費精算サービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「ビジネス d 経費精算サービス」を提供します。

第4条（用語の定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- 「本サービス」とは、「ビジネス d 経費精算サービス」のことを指し、Staple カード、「当社ブランドの法人プリペイドカード」又は契約者が利用するクレジットカード（デビットカードを含みます。以下同じ。）の利用情報を集約及び閲覧できる機能を意味します。
- 「契約者向けサイト」とは、当社が契約者に提供する経費精算手続きに必要な汎用的な機能（経費の申請、経費の承認、経費データの CSV 出力など）を具備したサイトを意味します。
- 「利用者 ID」とは、パスワードと組み合わせ、利用者とその他の者とを識別し、本サービスを利用するために契約者向けサイトにて用いられる符号を意味します。
- 「パスワード」とは、利用者 ID を組み合わせ、利用者とその他の者とを識別し、本サービスを利用するために契約者向けサイトにて用いられる符号を意味します。
- 「利用実績データ」とは、利用者が利用する Staple カード、「当社ブランドの法人プリペイドカード」又はクレジットカードの利用情報に関するデータを意味します。
- 「コンテンツパートナー」とは、コンテンツサイト（本条7号に定めるものをいいます。）を運営する企業を意味します。
- 「コンテンツサイト」とは、Staple カード、「当社ブランドの法人プリペイドカード」を提供するクラウドキャスト株式会社又はコンテンツパートナーが運営・管理する Staple カード、「当社ブランドの法人プリペイドカード」又はクレジットカードの利用情報を提供するサイトのうち、当社が任意に指定するサイトを意味します。

第9条（利用料金）

- 月額 660 円/利用者 ID（初月無料）で利用できます。なお、利用料金には、課税される消費税及び地方消費税相当額を含むものとします。

附則（令和 6 年 8 月 15 日 CAS 2 サ 000400008029-01 号）

（実施期日）

1 この改正規定は令和 6 年 8 月 22 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に当社が改定前の dX 経費精算サービス利用規約の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

dX 経費精算サービス利用規約	ビジネス d 経費精算サービス利用規約
dX 経費精算サービスに係る利用契約	ビジネス d 経費精算サービスに係る利用契約

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。